

議案第 5 号

君津市市民スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

君津市市民スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと  
おり制定するものとする。

平成 3 0 年 8 月 3 1 日 提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

久留里市民プールの管理を指定管理者に行わせるため、君津市市民スポーツ広場の設置  
及び管理に関する条例（昭和 5 3 年君津市条例第 7 号）の一部を改正しようとするもので  
ある。

君津市条例第 号

君津市市民スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

君津市市民スポーツ広場の設置及び管理に関する条例（昭和53年君津市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「君津市小糸スポーツ広場（以下」を「君津市小糸スポーツ広場（次条第2号及び第9条第2項において）」に改め、「小糸スポーツ広場」という。）」の次に「及びプール（以下「指定施設」という。）」を加え、同条第2項中「小糸スポーツ広場」を「指定施設」に改める。

第4条第1号中「小糸スポーツ広場」を「指定施設」に改め、同条第2号中「野球場」の次に「及びプール」を加え、同条第3号から第5号までの規定中「小糸スポーツ広場」を「指定施設」に改める。

第5条及び第6条中「小糸スポーツ広場」を「指定施設」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

君津市市民スポーツ広場の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(管理)</p> <p>第3条 <u>君津市小糸スポーツ広場</u> (次条第2号及び第9条第2項において「<u>小糸スポーツ広場</u>」という。) <u>及びプール</u> (以下「<u>指定施設</u>」という。)を除くスポーツ広場は、君津市教育委員会 (以下「<u>教育委員会</u>」という。)が管理する。</p> <p>2 <u>指定施設</u> _____ は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの (以下「<u>指定管理者</u>」という。)が管理する。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>指定施設</u> _____ の使用の許可及びその取消し、使用の不許可等に関する業務</p> <p>(2) <u>小糸スポーツ広場の野球場及びプール</u> の使用料の徴収等に関する業務</p> <p>(3) <u>指定施設</u> _____ の管理運営に関する業務</p> <p>(4) <u>指定施設</u> _____ の施設及び附属設備 (以下「<u>施設等</u>」という。)の維持管理に関する業務</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>指定施設</u> _____ の管理運営に関し必要な業務</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第5条 指定管理者は、君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例 (平成17年君津市条例第12号)、この条例、この条例に基づく規則、<u>指定施設</u> _____ の管理運営に関し教育委</p>	<p>(管理)</p> <p>第3条 <u>君津市小糸スポーツ広場</u> (以下 _____ 「<u>小糸スポーツ広場</u>」という。) _____ を除くスポーツ広場は、君津市教育委員会 (以下「<u>教育委員会</u>」という。)が管理する。</p> <p>2 <u>小糸スポーツ広場</u> は、法第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて、教育委員会が指定するもの (以下「<u>指定管理者</u>」という。)が管理する。</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>小糸スポーツ広場</u> の使用の許可及びその取消し、使用の不許可等に関する業務</p> <p>(2) <u>小糸スポーツ広場の野球場</u> _____ の使用料の徴収等に関する業務</p> <p>(3) <u>小糸スポーツ広場</u> の管理運営に関する業務</p> <p>(4) <u>小糸スポーツ広場の施設及び附属設備</u> (以下「<u>施設等</u>」という。)の維持管理に関する業務</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、<u>小糸スポーツ広場</u> の管理運営に関し必要な業務</p> <p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第5条 指定管理者は、君津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例 (平成17年君津市条例第12号)、この条例、この条例に基づく規則、<u>小糸スポーツ広場</u> の管理運営に関し教育委</p>

員会と締結した協定その他教育委員会の定めるところにより、指定施設 \_\_\_\_\_ の管理を行わなければならない。

(使用の許可等)

第6条 指定施設 \_\_\_\_\_ を除くスポーツ広場を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 指定施設 \_\_\_\_\_ を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

3～5 省略

員会と締結した協定その他教育委員会の定めるところにより、小糸スポーツ広場 の管理を行わなければならない。

(使用の許可等)

第6条 小糸スポーツ広場 を除くスポーツ広場を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 小糸スポーツ広場 を使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

3～5 省略